



# 鳥取県公報

平成12年1月18日(火)  
第7146号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 字の区域の変更（市町村振興課）…………… 1
  - 保険医療機関等の指定（保険課）…………… 2
  - 飼料の試験の結果の概要（畜産課）…………… 2
  - 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）…………… 4
  - 土地改良法による換地計画の決定（4件）（ 〃 ）…………… 4
  - 国土調査の成果の認証（ 〃 ）…………… 5
  - 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）…………… 6
- ◇ 選管告示
  - 選挙管理委員会委員長の住所及び氏名…………… 6
  - 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定…………… 7

## 告 示

### 鳥取県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、関金町（大字大鳥居及び大字安歩の各一部）の地籍図及び地籍簿の国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成11年7月1日現在の地番による。）
大字大鳥居字八王子	大字大鳥居字八王子の全域 大字大鳥居字南側721の4
大字大鳥居字八王子前	大字大鳥居八王子前の全域 大字安歩字上河原498の3、498の4
大字大鳥居字下河原	大字大鳥居字下河原の全域 大字安歩字上河原439の8及びこれと一体をなす国有地
大字大鳥居字南側	大字大鳥居字南側のうち721の4以外の区域
大字安歩字半田	大字安歩字半田の全域 大字安歩字宮ノ前1062
大字安歩字宮ノ前	大字安歩字宮ノ前のうち1062以外の区域 大字安歩字前田1052及びこれと一体をなす国有地

大字安歩字前田	大字安歩字前田のうち1052及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字安歩字金谷渡り	大字安歩字金谷渡りの全域 大字安歩字上河原1018
大字安歩字上河原	大字安歩字上河原のうち439の8、498の3、498の4、1018及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字安歩字宮ノ上	大字安歩字宮ノ上の全域 大字安歩字宮ノ平726の6
大字安歩字宮ノ平	大字安歩字宮ノ平のうち726の6以外の区域

**鳥取県告示第10号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保健薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
百村眼下医院	鳥取市上町18-5	平成12年1月1日
医療法人社団岡空医院	米子市糺町一丁目25	〃
ミオ・ファティリティ・クリニックみお産婦人科	米子市車尾311-2	〃
医療法人社団矢鳥医院	境港市新屋町1329-1	〃
医療法人社団法人荒木医院	境港市明治町189-1	〃
西本医院	八頭郡船岡町大字見槻中153-10	〃
医療法人社団小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋243-1	〃
安田歯科医院	米子市朝日町5	〃
医療法人社団いえはら歯科	米子市河崎575-1	〃
医療法人社団知真会ナガタ歯科	米子市米原四丁目3-23	〃
医療法人社団鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	〃
医療法人陽和会歯科ノサカクリニック	米子市西福原八丁目10-43	〃
大月歯科医院	倉吉市上井333-16	〃
医療法人清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富1035-2	〃
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋133-4	〃
サンマリタン耳鼻咽喉科医院	米子市久米町40-3	平成12年1月6日
古賀歯科医院	米子市天神町一丁目48	平成12年1月11日
岩間薬局	倉吉市鍛冶町一丁目2971-2	平成11年12月28日
春日調剤薬局	米子市上新印256-20	平成12年1月4日
有限会社マキタ薬局	倉吉市上井町302-5	〃
ひまわり薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市1900-8	〃
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目385	〃

**鳥取県告示第11号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第5項の規定に基づき、平成11年11月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要						備考	
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)		水分 (%)
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市湯所町二丁目143 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	平成11年11月	64.6			17.2			11.5	
倉敷市 中部飼料株式会社 岡山工場	鳥取市本高315-7 株式会社イブキ	マル中印若令牛育成用配合飼料 α グロアー	〃	14.2	3.2	6.6	5.0	0.61	0.61	13.1	
		マル中印乳用牛飼育用配合飼料 α-DRY[ドライ]	〃	12.9	2.3	13.0	6.5	0.64	0.50	13.1	
		マル中印乳肉用牛飼育用飼料 α マクスター	〃	22.7	8.1	8.3	5.4	0.75	0.52	11.0	
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料 α ビーフ後期	〃	11.5	3.8	3.7	3.1	0.22	0.51	12.8	
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	鳥取市五反田町三丁目3 西日本くみあい飼料株式会社 鳥取営業所鳥取五反田倉庫	Ⓞくみあい配合飼料 トラスト	〃	17.8	5.2	2.4	11.7	4.02	0.61	12.0	
		農協のえさ ぴゅあシステム専用和牛育成用	〃	17.4	3.1	7.9	7.0	1.11	0.50	13.1	
		くみあい配合飼料和牛もりもりいくせい (EX)	〃	16.2	3.7	6.5	6.3	1.01	0.68	12.8	
		くみあい配合飼料和牛もくもくほいく (EX)	〃	19.0	3.6	6.5	5.9	0.88	0.46	12.8	
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社神戸工場	倉吉市清谷町二丁目135 西日本くみあい飼料株式会社 鳥取営業所	くみあい養豚用配合飼料 ウルトラBはつらつ	〃	16.9	5.7	3.3	4.3	0.74	0.47	12.9	
		くみあい配合飼料スーパーフレック	〃	13.6	3.6	4.7	5.4	0.81	0.50	13.2	
		くみあい配合飼料モーレット	〃	21.8	5.2	3.9	5.6	0.97	0.55	12.7	
		くみあい標準配合飼料肉牛用やまと繁殖フレック	〃	14.5	3.3	6.7	6.4	0.99	0.65	12.4	
三原市 日和産業株式会社 三原工場	東伯郡泊村大字石脇394 中村産業株式会社 中部支店	ニチワ印肉牛用配合飼料 ニュービーフP	〃	13.0	3.2	2.9	4.6	0.79	0.44	12.5	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場		マルニ印配合飼料カーフスターターS	〃	19.3	3.2	3.8	5.8	0.96	0.50	12.4	
		マルニ印配合飼料カーフフレッシュP	〃	14.7	2.9	5.9	5.3	0.88	0.51	13.5	
北九州市 門司飼料株式会社 門司工場	倉吉市小鴨533-1 有限会社桑田飼料店	マンナメイト	〃	18.4	3.4	3.4	5.8	0.88	0.51	13.8	
加古川市 明治飼糧株式会社 加古川工場		協同印 プライムビーフ前期	〃	14.5	3.4	6.3	5.5	0.84	0.60	13.1	
神戸市 昭和産業株式会社 神戸工場		協同印 ママ8 パワフル前期	〃	19.1	6.6	2.3	4.9	0.85	0.67	12.4	
北九州市 門司飼料株式会社 門司工場		ママ7 パワフルアクト	〃	22.9	6.1	0.2	6.0	0.98	0.83	9.5	

注1 飼料の名称の欄中「Ⓞ」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
 注2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

**鳥取県告示第12号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ふるさと農道緊急整備事業西高尾地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年1月19日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第13号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る佐治地区第3工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年1月19日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

佐治村役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第14号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る勝部地区第2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成12年1月19日から20日間

3 縦覧に供する場所

青谷町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第15号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区第4工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月19日から20日間

3 縦覧に供する場所

北条町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第16号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る上庄地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月19日から20日間

3 縦覧に供する場所

東伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第17号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
関 金 町	平成8年度から 平成11年度まで	関金町（大字安歩及び大 字大鳥居の各一部）の地 籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字安歩 及び大字大鳥居の各一 部	平成12年1月18日
東 伯 町	平成9年度から 平成11年度まで	東伯町（大字八橋、大字 丸尾、大字徳万、大字笠 見及び大字保の各一部） の地籍図及び地籍簿	東伯郡東伯町大字八橋、 大字丸尾、大字徳万、 大字笠見及び大字保の 各一部	〃
岸 本 町	平成5年度から 平成7年度まで	岸本町（丸山の一部）の 地籍図及び地籍簿	西伯郡岸本町丸山の一 部	〃

**鳥取県告示第18号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年1月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称  
鹿野町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
鹿野都市計画下水道事業 鹿野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成4年10月6日から平成17年3月31日まで  
（変更前 平成4年10月6日から平成11年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第1条第4項の規定により告示する。

平成12年1月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

- 1 住 所 鳥取市上町125
- 2 氏 名 細川 哲

**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第4条第1項の規定により告示する。

平成12年 1月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

- 1 住 所 八頭郡八東町大字才代326
- 2 氏 名 中村 碩男